

著作権法改正にともなう放送事業者向け著作権利用料の変更について

2021年11月 朝日新聞社知的財産室ライツ事業部

2024年3月 IP事業部修正

朝日新聞社は2022年1月1日、放送事業者向けの著作権処理を円滑化する改正著作権法が施行されることを受け、著作権利用料の変更を行います。

改正著作権法のもとでは、同時配信と1週間以内の見逃し配信を合わせて「同時配信等」と定義し、権利者が特段の意思表示をしていなければ、本放送に加え同時配信等についても著作物の利用を許諾したと判断する「推定許諾」の考え方が採り入れられました。

弊社は改正法の趣旨と文化庁著作権課・総務省情報通信作品振興課が策定した「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」に基づき、2022年1月1日から下記の通り著作権利用料を改訂いたします（価格はすべて消費税込み）。

■ 2022年1月1日から実施する新料金と従来料金の比較表（一般記事の場合）

	本放送	同時配信 + 1週間の見逃し配信	番組配信サービスでの1週間超の配信	自社サイト、YouTubeなどウェブでの配信
従来料金	22,000 円	+ 33,000 円		+ 22,000 円 × 媒体数
新料金	33,000 円		1媒体 22,000 円、2媒体以上 33,000 円均一	

※配信媒体自体が存在しない放送番組の場合、異なる料金となります。

※権利処理をワンストップ化するという法改正の趣旨に基づき、番組の同時配信等が行われる場合、本放送で利用される著作物は同時配信等でも利用されるものとして新料金を設定しています。本放送で利用した著作物について、放送局側の都合で、同時配信等の際にマスキングするなどの改変はできる限りお避けください。

※従来通り、上記に加えて1件3,300円の審査手数料を申し受けます。

※社説、天声人語など記事によっては上記と異なる料金となる場合があります。

※再放送、国際放送などの料金は従来通りです。

今回の料金改定は、メディアの一員としてコンテンツ配信ビジネスの拡大に寄与したいという弊社の考えにも基づいています。たとえば「本放送+TVerでの見逃し配信+番組公式YouTube+Gyao!」という配信を行う場合、従来料金では99,000円かかっていたところ、新料金では上限が66,000円となり、より多くの媒体への配信をリーズナブルに行っていただけるようになります。

なお、包括契約を結んでいただいている各位におかれましては、同時配信等を行うために契約を変更する必要がある可能性があります。別途担当者にご相談ください。

◇お問い合わせ先

朝日新聞社IP事業部 050・3138・1964 / kiji@asahi.com

包括契約のかたはこちら coright@asahi.com（包括契約窓口）